

(仮称)太宰府市小規模・中小企業振興条例【素案】  
パブリック・コメント実施のお知らせ

1 概要

小規模・中小企業の振興を図り、地域経済の持続的な発展及び市民生活の向上に寄与することを目的として「(仮称)太宰府市小規模・中小企業振興条例」【素案】を作成しましたので、下記のとおりパブリック・コメントを実施します。太宰府市の事業者支援の基本となり、支援施策につながる条例です。より良い条例となるよう、皆様のご意見をお待ちしております。

2 募集期間

令和7年4月1日(火)～令和7年4月30日(水)

3 募集方法

市のホームページに素案を掲載するほか、以下の施設等に意見箱と閲覧用の素案を設置します。

※太宰府市 HP から「パブリック・コメント」で検索してください

【設置(閲覧)場所】

- ①太宰府市商工会館 1 階
- ②市内公共施設(各開館時間内)

1	市役所1階	6	とびうめアリーナ
2	いきいき情報センター2階	7	太宰府南コミュニティセンター1階
3	市民図書館	8	男女共同参画推進センタールミナス1階
4	子育て支援センター	9	太宰府館 1 階
5	文化ふれあい館1階	10	南隣保館1階

4 提出場所

太宰府市 観光経済部 産業振興課

5 提出方法

意見提出用紙を条例(素案)閲覧場所に設置している投函箱に投函していただくか、市産業振興課へ直接提出・メール・郵送・FAX してください。

■お問い合わせ・意見提出先■

太宰府市観光経済部産業振興課

TEL 921-2121

FAX 921-1601

Mail sangyo-s@city.dazaifu.lg.jp